

○徳島県警察ヘリポート使用管理規程(平成2年2月1日本部訓令第12号)

改正 平成4年8月19日本部訓令第25号 平成7年2月1日本部訓令第6号
平成21年3月31日本部訓令第12号 平成25年3月29日本部訓令第9号
平成26年3月25日本部訓令第7号 平成20年2月25日本部訓令第2号
平成31年1月7日本部訓令第2号 令和3年9月17日本部訓令第21号
令和5年3月17日本部訓令第8号

徳島県警察ヘリポート使用管理規程を次のとおり定める。

徳島県警察ヘリポート使用管理規程

目次

第1章	総則(第1条－第3条)
第2章	ヘリポートの管理(第4条－第8条)
第3章	灯火管理(第9条－第17条)
第4章	ヘリポートの運用(第18条－第27条)
第5章	安全対策(第28条－第31条)
第6章	簿冊の保存(第32条)
附則	

第1章 総則

(目的)

第1条 この訓令は、航空法(昭和27年法律第231号)第38条第1項に基づき、徳島県が設置する徳島県警察ヘリポート(以下「ヘリポート」という。)及びヘリポートに付属する施設の使用管理について必要な事項を定め、もってこれを使用する回転翼航空機(以下「航空機」という。)の運航の安全を確保することを目的とする。

(準拠)

第2条 ヘリポートの使用及び管理については、航空関係法令、徳島県警察庁舎管理規程(平成26年徳島県警察本部訓令第7号)その他の法令によるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(定義)

第3条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「ヘリポート」とは、着陸帯及びこれに付属する施設をいう。
- (2) 「航空灯火施設」とは、航空灯火(以下「灯火」という。)及びこれに付帯する受変電設備、自家発電設備、電線路等をいう。

第2章 ヘリポートの管理

(管理責任者)

第4条 ヘリポートの管理責任者は、会計課長とする。

2 管理責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリポートの管理に当たるものとする。

(管理責任者の事務)

第5条 管理責任者の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ヘリポートの整備に関すること。
- (2) ヘリポートの機能保持に関すること。
- (3) ヘリポートの警備に関すること。
- (4) その他ヘリポートの管理に関すること。

(禁止行為)

第6条 ヘリポートにおいては、次に掲げる行為を禁止する。

- (1) ヘリポートの使用に関係ない者が立入ること。
- (2) 物品を集積すること。
- (3) 火気を使用すること。
- (4) その他ヘリポートの機能を損なうおそれのある行為をすること。

(点検・保守)

第7条 管理責任者は、航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号。以下「規則」という。）

第92条の保安上の基準に従い、ヘリポートの点検及び保守を実施しなければならない。

- 2 前項の点検は、ヘリポートの運用開始前並びに航空機の着陸前及び離陸後において実施するものとし、ヘリポート業務日誌（別記様式第1号）に所要事項を記録しておかなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、第18条に規定する運用責任者がヘリポートを使用し、及び所要の点検を実施したときは、管理責任者は、航空機の着陸前及び離陸後のヘリポートの点検は要しないものとする。

(改修等の場合の措置)

第8条 管理責任者は、ヘリポートの改修、補修及び周辺の工事を行うときは、保安上必要な措置を講じて航空機の離着陸に支障を生じさせないようにするとともに、標識を設置して航空機の安全を図らなければならない。

第3章 灯火管理

(施設原簿の作成)

第9条 管理責任者は、航空灯火施設の現況を明確にするため、施設原簿（別記様式第2号）を作成し、備え付けておかなければならない。

- 2 管理責任者は、航空灯火施設に変更があった場合には、その都度施設原簿に所要事項を記入しなければならない。

(日誌等の作成)

第10条 管理責任者は、次に掲げる簿冊を備え付け、業務に関する所要事項等を記録しておかなければならない。

- (1) 点検記録簿（別記様式第3号）
- (2) 障害記録簿（別記様式第4号）
- (3) 航空灯火施設月報（別記様式第5号）

(保安措置)

第11条 管理責任者は、航空灯火の管理に当たる職員に対し、その業務遂行上必要な知識

及び技能を習得させるとともに、非常時に採るべき措置の実地訓練を行わなければならない。

2 管理責任者は、遮断器、開閉器その他の機械の操作手順及び注意事項を機械室等見やすい場所に掲示しておかなければならない。

3 管理責任者は、高圧変電設備等設置場所には、関係職員以外の立入りを禁止するとともに、その旨を表示しなければならない。

(障害報告)

第12条 管理責任者は、やむを得ない事由により航空灯火施設が運用できなくなり、又は機能を損なうこととなった場合並びに当該施設の運用が可能となり、又は機能が復旧した場合は、遅滞なくその旨を本部長に報告するとともに、国土交通省大阪航空局長(以下「航空局長」という。)に届けなければならない。

(供用の休止)

第13条 管理責任者は、工事等により灯火の供用を休止しようとするときは、航空法第45条及び規則第88条に定めるところにより、少なくとも1週間前までに航空局長に通報しなければならない。ただし、緊急工事等の場合は、この限りでない。

(点検・保守)

第14条 管理責任者は、規則第92条の保安上の基準に従い、次の各号に掲げる区分により、それぞれ当該各号に定める航空灯火施設の点検及び保守を実施しなければならない。

(1) 日常点検

点検記録簿の点検項目に従い、1日1回点検する。

(2) 定期点検

別表1の航空灯火施設保守要領に従い、定期的に点検する。

(3) 臨時点検

次に掲げる場合に点検する。

ア 受変電設備、自家発電機器等に異常を認めたとき。

イ 配電線路に異常を認めたとき。

ウ 他の電気系統の障害等が当該施設に影響を与えたと認められるとき。

(電気回路の表示)

第15条 管理責任者は、変電室の見やすい位置に電気系統図及び電気回路図を表示し、操作に誤りのないようにしておかなければならない。

(部外者の保守作業の指導)

第16条 管理責任者は、施設の保守作業を部外者に実施させる場合は、契約事項及び指示事項を遵守させなければならない。

(灯火の取替え)

第17条 灯火が破損し、又は耐用年数が経過した場合は、国土交通省航空局の承認を得た機器と速やかに取り替えるものとする。

2 管理責任者は、前項の機器の在庫定数を定め、これを保有しておくものとする。

第4章 ヘリポートの運用

(運用責任者)

第18条 ヘリポートの運用責任者は、警備部警備課長とする。

2 運用責任者は、本部長の指揮を受け、ヘリポートの運用の事務を行う。

(運用責任者の事務)

第19条 運用責任者の行う事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 航空機の離陸、着陸等ヘリポートの運用に関すること。
- (2) ヘリポートの運用の調整に関すること。
- (3) 灯火の点灯及び消灯に関すること。
- (4) その他ヘリポートの運用に関すること。

(ヘリポート業務日誌の作成)

第20条 運用責任者は、ヘリポートを使用し、並びに航空機の着陸前及び離陸後に所要の点検を実施したときは、ヘリポート業務日誌に所要事項を記録しておかなければならない。

(運用時間)

第21条 ヘリポートの運用時間は、終日とする。

(使用範囲)

第22条 ヘリポートの使用範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 県警察の保有する航空機が離着陸又は駐機する場合
- (2) 他府県警察、自衛隊等警察業務と関連のある機関の支援機が離着陸する場合
- (3) その他本部長が特に必要と認めた場合

(使用の承認)

第23条 県警察の航空機以外の航空機が離着陸しようとするときは、あらかじめ本部長の承認を受けさせなければならない。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

(要員の配置)

第24条 運用責任者は、航空機の離着陸に際しては、職員を配置して、その安全を確保しなければならない。

(遵守事項)

第25条 ヘリポートを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人員の乗降、荷物の積下ろし及び航空機の停留は、着陸帯において行うこと。
- (2) 航空機を係留する場合は、所定の係留環に係留すること。
- (3) 航空機の給油、廃油等危険を伴う作業は行わないこと。
- (4) 前各号に掲げるほか、運用責任者が指示すること。

(運用)

第26条 灯火の点灯及び消灯は、運用責任者の依頼を受けて通信指令課長が行うものとする。

(灯火の点灯)

第27条 夜間に航空機がヘリポートに離着陸するとき又は上空を通過する航空機の援助のため必要と認められるとき若しくは昼間において機長の要請があるときは、規則第126条第10号の規定に基づき次に掲げる方法により、灯火を点灯しなければならない。

- (1) 航空機の着陸予定時刻の1時間前に点灯の準備をし、10分前から点灯する。ただし、緊急の場合はこの限りでない。
- (2) 航空機が離陸したときは、離陸後5分間は点灯を継続する。

第5章 安全対策

(災害対策)

第28条 管理責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の事故に対処するため、別表2の消火設備及び救護器具一覧表記載の器具を備え付け、定期的に点検しなければならない。

2 運用責任者は、ヘリポートにおける航空機の火災等の緊急事態に対処するため、適宜必要な訓練を実施しなければならない。

3 管理責任者は、天災その他により航空機の離着陸の安全を阻害するおそれが生じたときは、直ちにヘリポートの使用を禁止し、その旨を本部長に即報するとともに、航空局長に通報しなければならない。

(緊急時の措置)

第29条 ヘリポートに配置された警察職員は、航空機の火災等の緊急事態が発生したときは、負傷者の救護、火災の消火等迅速かつ適切な措置をとらなければならない。

(関係行政機関等との連絡体制の確立)

第30条 管理責任者は、ヘリポートにおける事故等の緊急事態に備え、平素から関係行政機関等との連絡体制を確立しておかななければならない。

(協力義務)

第31条 管理責任者及び運用責任者は、常に連携を密にし、航空機の安全運航及びヘリポートの管理の万全を期さなければならない。

第6章 簿冊の保存

第32条 次表の左欄に掲げる責任者は、同表の中欄に掲げる簿冊を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間保存しなければならない。

区 分	簿 冊	保存期間
管理責任者	ヘリポート業務日誌	1 年
	施設原簿	30年
	点検記録簿	3 年
	障害記録簿	3 年
	航空灯火施設月報	3 年
運用責任者	ヘリポート業務日誌	1 年

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年8月19日本部訓令第25号)

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成7年2月1日本部訓令第6号)

この訓令は、平成7年2月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日本部訓令第12号)抄
(施行期日)

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日本部訓令第9号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月25日本部訓令第7号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月25日本部訓令第2号)

この訓令は、平成20年3月1日から施行する。

附 則(平成31年1月7日本部訓令第2号)

1 この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の徳島県警察ヘリポート使用管理規程別記様式第1号で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(令和3年9月17日本部訓令第21号)

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則(令和5年3月17日本部訓令第8号)

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

※別表、別記様式等省略